#### 被用者保険内での後期高齢者支援金の総報酬割を行う際の具体的な論点

# 1 後期高齢者支援金の総報酬割を行う期間について

- 〇後期高齢者支援金の負担の在り方は、高齢者医療制度改革会議における制度全体の検討の中で議論すべき、との指摘があるが、協会けんぽ財政の切迫した状況を踏まえれば、総報酬割を来年度から実施すべきではないか。
- 〇総報酬割の実施期間は、来年度から高齢者医療制度の見直しまでの間とし、その後については、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的な在り方として、検討することとしてはどうか。

## 2 国庫財源(約2700億円)の活用について

- 〇協会けんぽと同様、財政が逼迫している健保組合があることを考慮し、国庫財源(約 2700 億円)については、協会けんぽへの国庫補助(13%相当分)の拡充を行った上で、その一部をもって、健保組合等への支援を行ってはどうか。
- (1) 負担増となる保険者の負担軽減措置
  - ・総報酬割の導入により、負担が特に上昇する保険者について、その負担増の緩和を図るべきではないか。
  - ・総報酬割の導入は、負担能力に応じた負担を求めるという趣旨である一方、実際に生じる負担増をどう考えるか。
- (2) 前期納付金の負担に対する財政支援
  - ・総報酬割の導入により、後期高齢者支援金の負担は平準化されることから、財政力が弱い保険者への支援は、前期納付金(加入者割)の負担の重さに着目してはどうか。

#### (参考)

・現在、高齢者医療運営円滑化等事業により、被用者保険の拠出金負担に着目した財政支援を実施。

#### 総報酬割の導入による負担増の緩和策(イメージ)

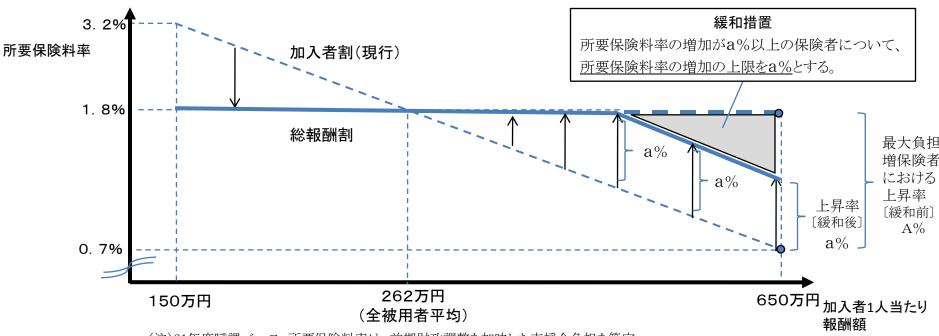
○総報酬割の導入に伴う後期支援金の所要保険料率の上昇について、例えば、上昇幅が最大となる保険者に 着目し、その上昇幅が一定程度となるよう財政支援を行うこととしてはどうか。

※後期支援金への総報酬割導入による影響(21年賦課ベース)

負担増 925保険者

(健保組合852、共済組合73)

負担減 637保険者 (健保組合633、共済組合4)



(注)21年度賦課ベース。所要保険料率は、前期財政調整を加味した支援金負担を算定。

(注2)協会けんぽの加入者1人当たり報酬額は224万円。1人当たり報酬額が協会けんぽより高い保険者は1366、低い保険者は196。

#### 最大負担増保険者に適用する緩和措置の内容と対象保険者数、所要額の関係(21年度賦課ベースでの粗い推計)

緩和後の上昇率(a%)	緩和前(A%)の3/4	緩和前(A%)の2/3	緩和前(A%)の1/2
緩和措置の対象保険者数	25	39	97
緩和措置の所要額 (億円)	12	27	88

## 高齢者医療運営円滑化等事業(現行)

〇現行の円滑化等事業では、拠出金全体(前期納付金・後期支援金・退職者給付拠出金など)の負担に要する所要保険料率(財源率)が平均より重い保険者に対する助成を実施。

(参考) 円滑化等事業の概要(平成21年度)

- 〇 平成21年度の所要保険料率が全ての健康保険組合の平均(32.7943‰)の1. 1倍(36.0737‰)以上の保険者(ただし、21年度の所要保 険料率と19年度の所要保険料率と比べ、平均増加所要保険料率(7.395‰)以下の保険者を除く。)に対して、その割合に応じて助成。
- 助成対象予定保険者等の状況 助成対象保険者 364組合 助成額 162億円



- 〇総報酬割により、後期支援金の負担は平準化されるため、所要保険料率にばらつきが生じている前期納付金(加入者割)の負担軽減に特化した事業に再編してはどうか。
- ○総報酬割の導入による負担増の緩和策を合わせて行うこととしてはどうか。

#### < 円滑化等事業の再編のイメージ>

